

令和 8 年度

新潟県原子力立地給付金交付事業（補助事業）

【公募要領】

（この公募は、令和 8 年度予算の成立を前提に募集手続きを行うものです。）

【公募締切】

令和 8 年 2 月 27 日（金）

【受付期間】

令和 8 年 2 月 13 日（金）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

※ 持参する場合、受付は月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

【応募書類送付先及び問い合わせ先】

新潟県産業労働部産業立地課電源地域振興係

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 - 1

（電 話）025-280-5164

（F A X）025-280-5508

（メール）ngt050080@pref.niigata.lg.jp

令和 8 年 2 月



新潟県

目 次

I 公募内容

- 1 制度の概要
- 2 事業内容 ～原子力立地給付金交付事業について～
- 3 事業スキーム
- 4 補助対象経費及び補助率
- 5 事業実施期間
- 6 応募資格
- 7 公募期間
- 8 応募書類の提出について
- 9 審査について
- 10 補助事業者の義務等
- 11 その他

II 業務内容

- 1 交付申請
- 2 電気事業者への対応
- 3 第1回概算払
- 4 原子力立地給付金交付
- 5 変更交付申請
- 6 現地調査
- 7 第2回概算払
- 8 実績報告
- 9 確定検査
- 10 超過補助金の返納
- 11 その他

III 応募書類様式

- (様式第1号) 新潟県原子力立地給付金交付事業 応募書
- (様式第2号) 応募者概要
- (様式第3号) 事業実施計画書
- (様式第4号) 収支計画書
- (様式第5号) 暴力団等の排除に関する誓約書

I 公募内容

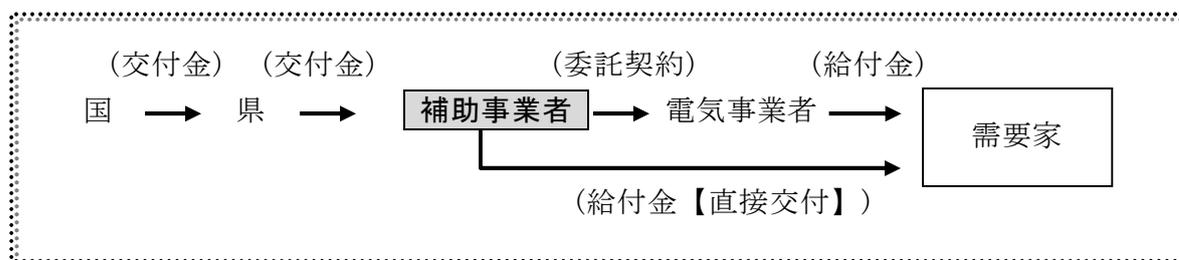
1 制度の概要

(1) 原子力立地給付金交付事業の概要について

国の電源立地地域対策交付金交付規則に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の振興や福祉の向上を図るため、県が当該地域内において電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者又は同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者（以下「電気事業者」という。）から電気の供給を受けている電灯需要家及び電力需要家（以下「需要家」という。）に対して、原子力立地給付金を交付するものです。

県では、この原子力立地給付金の交付を行う者（以下「補助事業者」という。）を募集します。

【交付スキーム】



(2) 通則

本事業は、次の法令・通達及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
- ④ 特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）
- ⑤ 電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号）
- ⑥ 電源立地地域対策交付金の運用について（通達 令和7年12月22日）
- ⑦ 新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）
- ⑧ 新潟県原子力立地給付金交付事業交付金交付要綱（昭和56年度施行）

2 事業内容 ～原子力立地給付金交付事業について～

補助事業者は、「1 制度の概要(2) 通則」に記載する法令等（以下「関係法令等」という。）に基づき事業を実施します。

(1) 概要

国から原子力発電施設等周辺地域に該当する都道府県に対して、電源立地地域対策交付金が交付され、交付を受けた都道府県は、この交付金を原子力立地給付金として、補助事業者を通じて当該地域の電灯需要家・電力需要家に交付します。

原子力立地給付金交付事業は、補助事業者が県に交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施します。電気の需給契約の内容により、各需要家に交付されるものであることから、補助事業者は、電気事業者に交付事務を委託することを可能としています。

(2) 交付の方法

- ① 電気の供給を受ける需要家の電気料金の振替口座と同一の預金口座へ直接振り込み手続きを行います。
- ② 電気料金を口座振替以外で支払されている需要家については、別に指定された金融機関の口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金による交付となります。

(3) 交付の時期と回数

基準日（毎年10月1日）の電気の契約内容を確認し、概ね10月下旬から交付を開始し、翌年の3月31日までに毎年1回交付します。

(4) 交付対象地域

「I 公募内容の11 その他(1)令和8年度交付対象地域」のとおりです。

(5) 交付要件

交付要件は、「交付規則第9条」及び「運用通達6. 交付規則第9条関係」に基づきます。

(6) 交付金額の算定方法

「交付規則第9条」の規定により算定します。

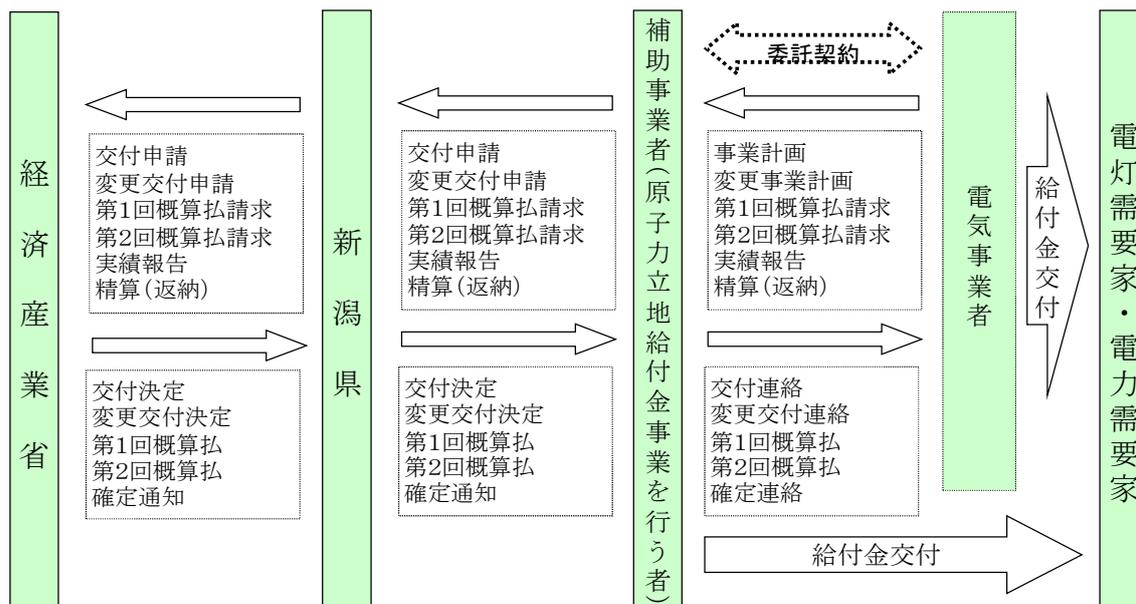
○電灯需要家の場合

電灯需要家の契約口数×交付単価×12か月

○電力需要家の場合

電力需要家の契約kW数×1/2×交付単価×12か月

3 事業スキーム



4 補助対象経費及び補助率

(1) 原子力立地給付金

交付対象需要家に交付した給付金の額（補助率 10/10）
ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。

(2) 一般事務費

原子力立地給付金額の 3.5%以内

【交付事務に要する次の費用】

費目	内容
a. 人件費	交付事務に係る人件費
b. 旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費
c. 会議費	会議室料 等
d. 印刷費	事業報告書、制度PRパンフレット印刷費、その他必要なPR資料に係る印刷費
e. 消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費(給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票 等)
f. 通信運搬費	郵便料金、宅配料金、PR資料配布等に関する費用等
g. 振込・給付金 交付手数料	金融機関に支払う振込手数料 郵便振込、郵便振替払出手数料等
h. 事務機・電算機 処理費	資料保管料(貸倉庫)・パソコンリース料、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料
i. システムプロ グラム開発費	プログラム開発等のソフトウェア作成費
j. 諸経費	その他交付事務に必要な経費
k. 委託費	交付事務のうち電気事業者に委託する費用(a～jのうち委託するもの)

(3) 消費税額の取扱いについて

消費税額は、補助対象経費から除外して「事業収支計画(様式第4号)」を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、交付事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

5 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす民間団体等とする。

- (1) 法人格(内国法人)を有していること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有し、電気事業者と連携・協力して業務が遂行できる者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等(その役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者
 - ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - カ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

7 公募期間

令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで

※ 持参する場合、受付は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

8 応募書類の提出について

(1) 下表の「提出書類一覧表」における書類を提出してください。

※ 提出書類の様式は「Ⅲ 応募書類様式」を参照

(2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

(3) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。

(4) 応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

【提出書類一覧表】※電子データ、紙媒体どちらでも提出可能です。

種 別	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号 応募書 様式第2号 応募者概要 様式第3号 事業実施計画書 様式第4号 収支計画書 様式第5号 暴力団等の排除に関する誓約書 ※「Ⅲ 応募書類様式」のとおり	1部
添付資料	・ 寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 ・ 決算報告書又は財務諸表（過去2年分） ・ 経理規定（又は資金の管理方法が分かるもの） ・ 会社(事業)案内 （事業概要が確認できるパンフレットなど） ・ その他参考となる資料	1部 1部 1部 1式 1式

9 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、以下の観点で相対的に評価します。

① 補助事業者の体制・能力等の評価について

ア 「6 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

イ 事業を遂行するために必要な能力を有しているか

（財務状況、本事業を行うための知識・ノウハウ及び実務経験、情報管理体制など）

- ウ 事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- エ 事業を実施するために必要な関係者等とのネットワークを有しているか。

② 事業内容の評価について

- ア 「Ⅲ 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。
- イ 実施計画書の内容が、関係法令等に基づき正しく記載されているか。
- ウ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。 等

③ 審査結果（採択または不採択）について

審査終了後速やかに応募者あてに通知します。

※ 補助事業者の決定については、令和8年3月下旬を予定

10 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項のほか、関係法令等の規定を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、交付事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、交付事業が完了（交付事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過した日または当該事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日（当該事業が完了しないうちに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の4月15日）までに、実績報告書を提出しなければなりません。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときには、この限りではありません。
- (3) 補助事業者は、交付事業の経費について交付事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該交付事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (4) 交付事業終了後の交付対象金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には交付対象外となります。
- (5) 交付事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (6) 補助事業者が関係法令等に違反する行為をした場合には、交付金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業者は、電気事業者から電灯需要家及び電力需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、交付事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。

また、補助事業者が保有している各種情報については、交付事業を遂

行するために必要な場合を除き、第三者に提供しないでください。

11 その他

(1) 令和8年度交付対象地域

市町村名（旧市町村名）	交付規則第9条の適用条項
柏崎市（旧柏崎市）	第1項第1号ロ
柏崎市（旧高柳町）	第3項第2号ロ
柏崎市（旧西山町）	第3項第2号ロ
刈羽村	第1項第1号ロ
長岡市（旧長岡市）	第1項第2号ロ
長岡市（旧越路町）	第1項第2号ロ
長岡市（旧小国町）	第1項第2号ロ
上越市（旧大島村）	第1項第2号ロ
上越市（旧吉川町）	第1項第2号ロ
上越市（旧柿崎町）	第1項第2号ロ
出雲崎町	第1項第2号ロ

※ 合併前の旧市町村区分に応じて、異なる交付単価が適用される。

(2) 原子力発電供用施設

発電所名：柏崎刈羽原子力発電所

所在地	設置者	設備番号	炉型	許可出力 (万 kW)	着工年月	運転開始 年月
柏崎市 刈羽村	東京 電力(株)	1号	BWR	110.0	S53年11月	S60年9月
		2号	〃	110.0	S58年8月	H2年9月
		3号	〃	110.0	S62年6月	H5年8月
		4号	〃	110.0	S62年6月	H6年8月
		5号	〃	110.0	S58年8月	H2年4月
		6号	ABWR	135.6	H3年8月	H8年11月
		7号	〃	135.6	H3年8月	H9年7月

(3) 過去3か年分の電灯需要家数（延口数）・電力需要家数（延契約電力）

市町村名		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		電灯需要家 （口）	電力需要家 （kW）	電灯需要家 （口）	電力需要家 （kW）	電灯需要家 （口）	電力需要家 （kW）
柏崎市	旧柏崎市	495,408	1,707,658.5	494,040	1,692,412.5	494,988	1,669,551.0
	旧西山町	38,784	80,750.5	38,592	75,738.5	38,160	72,434.5
	旧高柳町	12,900	24,109.0	12,648	24,402.0	12,516	23,767.0
刈羽村		28,800	155,606.0	28,896	150,314.0	28,764	142,354.5
長岡市	旧長岡市	1,155,300	5,044,306.0	1,162,332	5,013,326.5	1,170,432	4,924,538.5
	旧越路町	63,288	406,550.5	63,420	403,585.5	63,324	397,772.5
	旧小国町	30,648	122,388.0	30,432	123,835.0	30,048	124,510.0
上越市	旧大島村	11,976	25,632.0	11,880	24,619.0	11,772	23,294.0
	旧吉川町	24,468	63,654.0	24,312	62,510.0	24,096	61,814.0
	旧柿崎町	53,052	171,000.0	53,028	169,548.0	52,572	167,004.0
出雲崎町		31,416	88,044.0	30,864	82,368.0	30,528	78,044.0

(4) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供いたしますのでご連絡ください。

ア 電源立地制度について（平成28年度版 資源エネルギー庁）

イ 電源立地地域対策交付金交付規則

（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号）

ウ 電源立地地域対策交付金の運用について（通達 令和7年12月22日）

エ 新潟県原子力立地給付金交付事業交付金交付要綱

（昭和56年度施行）

Ⅱ 業務内容 ※ 時期については、事業の執行状況により変更の可能性があります。

- 関係法令等に基づき、適正・円滑な給付金交付事務を行います。
- 主な業務内容は次のとおりです。
(一部、電気事業者に交付業務を委託する場合を含む。)

1 交付申請（4月）

(1) 事業計画書作成

電気事業者のデータ(基準日の見込契約口数・kW数)を市町村別に取りまとめる。

(2) 交付申請書提出（4月1日）

交付規則・運用通達等の改正事項を確認し、交付単価・計算式等を入力した県交付要綱の様式に従い、交付申請書を作成し提出する。

(3) 交付決定通知の受理

2 電気事業者への対応

(1) 需要家への問合せ対応（4月～通年）

小売全面自由化後、電力会社を自由に選べることになったことから、主に新たな小売電気事業者にスイッチングした需要家(住民)に向け原子力立地給付金事業のPRを行う。

(2) データベースの設計及び調整（4月～通年）

必要に応じて、電気事業者からの需要家情報を入手したのち、適切な交付事務を遂行するために、需要家のデータベース等の設計及び運用を行う。

(3) 交付に関する情報収集等

ア 交付対象市町村の町域の把握

市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成するなど交付対象町域の把握に努める。

イ 原子力立地給付金のPR原稿作成

- ・必要に応じて、電灯需要家及び電力需要家向けの原子力立地給付金の案内チラシを作成
- ・必要に応じて、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿作成

ウ 民営化等による国・県施設の交付判定

国及び県施設の独立行政法人化や指定管理者への移管等の情報把握に努める。

(4) 電気事業者の把握

- ・国に登録された小売電気事業者（新電力事業者）及び特定送配電事業

者を把握する。

- ・必要に応じて、原子力立地給付金事業に対する小売電気事業者への説明を行う。
- ・対象地域に供給のある小売電気事業者の把握に際して、補助事業者との間で必要に応じて適切な情報提供を行うべくデータ提供に関する契約等を実施する。

(5) 交付対象地域での需給契約の確認調査

- ・調査票等の資料を作成し、小売電気事業者（新電力事業者）及び特定送配電事業者に対し、原子力立地給付金の交付対象地域での需給契約等について調査確認を行う。
- ・また、同様に、みなし小売電気事業者（9電力会社）の域外供給（旧供給地域外への供給）による交付対象地域での需給契約等について調査確認を行う。

(6) 需給契約のある事業者の対応

制度の概要説明等を行い、補助事業者から電気事業者に委託し需要家に交付する方法、又は補助事業者が需要家に直接交付する方法のいずれかの方法について協議する。

3 第1回概算払（7～12月、必要に応じて）

(1) 電気事業者に概算払請求書の提出依頼

電気事業者へ事業計画額（給付金＋一般事務費）の概ね90～95%で提出を依頼する。

(2) 電気事業者の概算払請求書取りまとめ

(3) 県に概算払請求書提出

県交付要綱の様式に従って概算払請求書を作成のうえ提出する。

(4) 概算金額の入金から送金

県から概算の入金後、速やかに電気事業者へ送金する。

（12月末までに完了）

4 原子力立地給付金交付（10～3月）

基準日（R8.10.1）以後、概ね10月下旬から翌年3月31日までに1回交付を行う。

(1) 交付単価・対象地域の最終確認（9月）

- 8月末日における新增設や廃炉等の変更事項の有無を確認する。
- 市町村合併等に伴う、交付対象地域の変更の有無を確認する。

(2) 交付対象者へ原子力立地給付金を交付する。

- (3) 交付に伴い、関係先（県・市町村等）並びに一般需要家からの問い合わせに対応する。

5 変更交付申請（12～1月）

(1) 変更事業計画書作成

電気事業者のデータ（基準日の契約口数・kW数）を市町村別に取りまとめる。

(2) 交付申請書提出（12月末～1月上旬）

変更事項を確認し、交付単価・計算式等を入力した県交付要綱の様式に従い、交付申請書を作成し提出する。

(3) 変更交付決定通知受理

6 現地調査（1～2月）

原子力立地給付金交付事務の適正な執行状況を確認するため、電気事業者の本店、支店、営業所で実施する。

(1) 関係先と日程調整を行う。

(2) 調査内容を確定する。（調査項目・サンプル需要家抽出）

(3) 調査内容

○ 総括調査

給付金交付状況について総括的に内容を確認する。

○ サンプル調査（対象市町村から抽出したサンプル需要家に対し、適正に交付されているか確認）を行う。

○ 関係法令等の変更事項等に関し、適正に処理されているかを確認する。

7 第2回概算払（2～3月、必要に応じて）

(1) 電気事業者に概算払請求書の提出依頼

変更事業計画額から既に受領した第1回概算払額を除いた額を算定し、請求書を作成のうえ、提出を依頼する。

(2) 電気事業者の概算払請求書を取りまとめる。

(3) 県へ概算払請求書を提出する。

県交付要綱の様式に従って概算払請求書を作成の上提出する。

(4) 概算払の受領～送金

県から入金後、速やかに電気事業者へ送金する。（3月末までに完了）

8 実績報告（3～4月）

(1) 電気事業者の実績報告書を受領し、給付金及び委託費について帳票等により支出内容を精査

ア 給付金：各市町村別の単価・需要家数・金額等の内容を精査する。

イ 事務費：委託事務経費の適正・金額等を精査する。

(2) 県に実績報告書提出

県の様式に従って給付金及び一般事務費を取りまとめ、実績報告書を作成のうえ、提出する。

9 確定検査（4月中旬）

(1) 交付事務を電気事業者に委託する場合、電気事業者への確定検査を実施する。

(2) 補助事業者に対する県の確定検査実施を調整する。

10 超過補助金の返納（5月）

(1) 県から確定通知、補助金返還通知受理

確定通知及び超過補助金の返還通知を受理する。

(2) 電気事業者に確定通知、超過補助金返納通知

確定確認通知及び超過補助金の返納通知を発送する。

(3) 超過補助金の返納

電気事業者から返納を受けて県に超過補助金を返還する。

11 その他

(1) 業務打合せ（適宜）

進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せを行う。

(2) 委託契約書締結

給付金業務を適正・円滑に実施できるように電気事業者との委託契約書を締結する。

(3) 課税庁による差押え対応（8～12月）

補助事業者が需要家に交付する原子力立地給付金は、支払が未了の間、補助事業者の需要家への債務と捉えられる。需要家に税の滞納がある場合、当該滞納者への債務を有する補助事業者に対し、国税徴収法による強制徴収権限を有する課税当局により調査・差押が行われることがあるため、その際の課税庁との調整を行う。

(4) 過年度補助金の返還対応

過年度に遡及した電力契約の齟齬（契約kWの変更）や、郵便払出証書の期限までに払い出しされなかったことにより生じた返納金等、過年度分の過払の給付金については返納処理を行う。

Ⅲ 応募書類様式

様式第 1 号

文 書 番 号
令和 8 年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者名

令和 8 年度新潟県原子力立地給付金交付事業 公募に係る書類の提出について

令和 8 年度新潟県原子力立地給付金交付事業交付金について、下記の書類を添えて応募します。

記

- 1 様式第 2 号 応募者概要
- 2 様式第 3 号 事業実施計画書
- 3 様式第 4 号 収支計画書
- 4 様式第 5 号 暴力団等の排除に関する誓約書
- 5 その他添付資料

応募者概要

1 応募者概要

団体名称	
住 所	(〒 -)
実施部署名	
担当者名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2 実施体制（委託先も含めた実施体制を記載）

様式第3号

新潟県原子力立地給付金交付事業実施計画書

- 交付規則及び運用通達を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。
- ページ数の制限はありません。

1 交付対象地域 （公募要領の記載内容を表示） 市町村名（旧市町村名） 交付規則第9条の選択措置 ① ○○市（旧○○○） （ロ～へ） ② ○○市（旧○○○） ③ ○○市（旧○○○）
2 交付対象者 ※ 交付規則、運用通達等に基づき記載 (1) 電灯需要家 (2) 電力需要家 (3) 交付対象から除かれる需要家 等
3 交付金額 ※ 交付規則、運用通達等に基づき記載 (1) 市町村別交付単価 上記「1 交付対象地域」の地域別の交付単価及び算定式を記載 (2) 給付金額の算定方法 給付金額の算定式を記載
4 交付時期及び交付方法
5 不交付の場合の措置 交付不能及び受領辞退等による不交付の際の対応を記載
6 電気事業者との協働体制 電気事業者等との協働体制について記載 (電力会社との業務連携を示す書類があれば添付すること)
7 個人情報の管理 ○ プライバシーマークの取得の有無、個人情報の管理に関する規則等について記載。(規則等があれば添付すること) ○ 情報管理体制や協働体制について記載
8 年間業務スケジュール 年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成（様式は任意）
9 その他 上述以外で、事業を行ううえで特記する事項等があれば記載

様式第4号

新潟県原子力立地給付金交付事業収支計画書

(1) 収入

区 分	予算額 (円)	内 容
県補助金		原子力立地給付金 円 一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出

原子力立地給付金

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
原子力立地給付金	電灯需要家 電力需要家		別添のとおり

一般事務費

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
旅 費			
会議費			
印刷費			
消耗品費			
通信運搬費			
振込・ 給付金交付手数料			
事務機・ 電算機処理費			
システムプログラ ム開発費			
諸経費			
委託費			
合 計			

* 委託費の内容は、上記の内容欄に詳しく記載すること。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和8年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代表者名

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

また、次の事項に該当することになった場合は、速やかに届け出るとともに、新潟県原子力立地給付金交付事業交付金の交付決定の取消など、県が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

1 暴力団

新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

2 役員等(*)が暴力団員である者

* その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。

3 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

4 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

6 その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者